

兵高教組

兵庫県高等学校教職員組合調査部

確定速報No.7

2017年12月18日 調査情報28号

TEL : 078-341-6745
FAX : 078-351-3185
URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>
mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

給料・地域手当・子の扶養手当・勤勉手当の引き上げにともない 確定闘争の成果 12月25日(月)に「差額」が支給されます

今期賃金確定交渉は、地域手当1.5%の県「行革」カットが4月以降も継続することや現給保障に期限が切られたことなど課題も残りましたが、4年連続での賃金改善など前進面もあり、今年も差額が支給されます。常勤講師の方も同様です。

差額支給の対象となる、4月に遡って改善されたのは次の4点です。

- ① 給料表の改善（「水準調整」と合わせ、若年層1,900円～高齢層1,200円）
- ② 地域手当の改善（全県で0.15%のアップ）
- ③ 子に係る扶養手当の改善（1人につき月額2,000円のアップ）
- ④ 勤勉手当の改善（年0.1月分のアップ、再任用者は年0.05月）

「差額」って何？

私たちの今年度の賃金は、11月28日に山場を迎えた組合と県教委との賃金確定交渉で決定しました。今年度の賃金の改定ですから4月に遡って改善することになり、その改善分はまとめて「差額」として支給されることとなります。これは、常勤講師の方も同じです。

つまり、4月から12月までの給料月額や地域手当、扶養手当の改善分9ヶ月分に加え、その影響を受ける一時金の4.3月分を加えた13.3月分の改善額がまとめて支給されるのです。さらに0.1月分の勤勉手当の改善も含めて「差額」は支給されます。「差額」の支給日は12月25日（月）です。

(1) 給料表改善による賃金アップ

教職調整額や地域手当は除いて試算しています

給料表の改善と「水準調整」により、給料月額にして若年層1,900円～高齢層1,200円が引き上げられます。しかし、現在現給保障を受けている多くの教職員（約40歳台後半以降）は、給料の改善額と水準調整の合計額が現給保障額を上回らないと「差額」の支給はありません。

常勤講師の方や現給保障を受けていない方にとっては、給料表の改善がそのまま「差額」に表れます。

(25歳教諭、2級29号給の場合)	(25歳常勤講師、4月から勤務で1級33号給の場合)
改善額1,900円×13.3ヵ月＝25,270円	改善額1,900円×13.3ヵ月＝25,270円
(40歳教諭、2級89号給の場合)	(35歳常勤講師、4月から勤務で1級73号給の場合)
改善額1,200円×13.3ヵ月＝15,960円	改善額1,700円×13.3ヵ月＝22,610円

※ 教育調整額や地域手当によって、実際の差額はもう少し増えます。

(2) 地域手当引き上げによる賃金アップ

扶養手当は除いて試算しています

地域手当の引き上げは0.15%です。給料（調整額）と扶養手当を合わせた額の0.15%がアップします。この引き上げで、地域手当は1級地9.4%、2級地6.4%、3級地4.4%になります。

(25歳教諭、給料(調整額)が約22万円の場合)	給料(調整額)22万円×0.15%×13.3ヵ月＝約4,300円
(55歳教諭、現給保障で約44万円の場合)	給料(調整額)44万円×0.15%×13.3ヵ月＝約8,700円
(30歳常勤講師、4月から勤務で約25万円の場合)	給料(調整額)25万円×0.15%×13.3ヵ月＝約4,900円

(3) 子の扶養手当の改善によるアップ

地域手当は除いて試算しています

子に係る扶養手当が月額2,000円アップします。対象となる方にとっては、大きな「差額」の支給となります。

(扶養の子が1人の場合)	2,000円×11.6ヵ月＝23,200円	※扶養手当は期末手当だけに反映するため、11.6ヵ月になります。また地域手当の額によって、実際の差額は違ってきます。
(扶養の子が2人の場合)	上記の2倍	

(4) 勤勉手当0.1月アップ

教職調整額、地域手当、職務加算率は除いて試算しています

これは、勤勉手当を受けている方全員が対象です。給料月額の0.1月分が上がります。

(給料月額20万円の場合)	20万円×0.1ヵ月＝2万円	※地域手当や職務加算率が関係しますので、
(給料月額40万円の場合)	40万円×0.1ヵ月＝4万円	実際の金額はもう少し増えます。

「差額」の合計は、どれくらい？（試算）

(1)～(4)の合計が、「差額」として支給されます。これも全県からの5,210筆もの署名があったからこそです。署名へのご協力ありがとうございました。(3)の子の扶養手当で差が出てきますが、概算で計算すると次のようになります。

- 25歳の教諭（子の扶養なし）で約5万円、（一人扶養）で約7万円
- 35歳の教諭（扶養なし）で約5万円、（二人扶養）で約10万円
- 55歳の教諭（扶養なし）で約5万円、（二人扶養）で約10万円
- 30歳の常勤講師（4月から勤務、二人扶養）で約10万円

※ 実際には地域手当や扶養手当によっても額は変わりますので、あくまで目安と考えてください。

2018年度の賃金は？（給料の行革カット解消、水準調整終了）

今年度の確定交渉の結果、給料の行革カットは来年4月から解消されます。これまで一時金の職務加算10%（高齢層）の方は0.9%、職務加算5%（中堅層）の方は0.7%の削減を受けていましたが、これなくなります。これで、管理職を除いて給料の行革カットは解消します。

一方で、公民較差解消のため給料を一律800円加算する「水準調整」の措置は来年4月からなくなり、給料表通りの金額に戻ります。

高教組は、なおも残る県「行革」による地域手当1.5%カットの解消等に向けて、来年度の確定交渉で強く県教委に求めています。

あなたも、ぜひ高教組へ！